

令和4年度 主な地方税法等の改正

個人住民税

◎住宅ローン控除

所得税の住宅ローン控除の適用者（※）については、所得税額から控除しきれなかった額が、所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）の控除限度額の範囲内で、個人住民税額から控除されます。

※ 住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した者。

法人事業税

◎付加価値割における賃上げへの対応

法人税における賃上げ促進税制に合わせ、継続雇用者給与等支給額を3%以上増加させる等の要件を満たす法人について、雇用者給与等支給額の対前年度増加額が付加価値額から控除されます。（2年間の時限措置）

◎大法人に対する所得割の軽減税率の見直し

外形標準課税対象法人（資本金1億円超の法人）の年800万円以下の所得に係る軽減税率が廃止され、標準税率が1.0%（特別法人事業税を含んだ場合3.6%）とされました。

◎ガス供給業に係る収入金額課税の見直し

導管部門の法的分離の対象となる法人等の製造・小売事業に係る課税方式について、付加価値割及び資本割が組み入れられました。

※ 上記以外の法人の製造・小売事業に係る課税方式は、他の一般の事業と同様。

固定資産税等

◎固定資産税（土地）の負担調整措置

土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅が、評価額の2.5%（現行：5%）とされました。

※ 住宅用地、農地等については、現行どおり。

※ 都市計画税についても同様。